

9 大規模災害時における外国人観光客等の広域避難について

国は、令和8年3月に策定した新たな「観光立国推進基本計画」において2030年の訪日客数6,000万人の実現を目標としており、災害時における訪日外国人観光客等への対応体制の強化は一層重要である。

とりわけ、国内に取り残された外国人観光客等の帰国に向けた支援については、明確な法令やガイドライン等が規定されておらず、駐日大使館等の自国民保護に係る検討状況にも差異があることから、今後大規模災害が発生した場合、自治体は極めて困難な対応を迫られることが想定される。

こうした問題意識の下、山梨県と近隣3県（中央日本四県）が設立した「大規模災害時における外国人観光客の超広域避難に関する研究会」では、南海トラフ地震で多くの国際空港・港湾が同時に機能不全に陥ることで、外国人観光客等の帰国に著しい支障が生じる場合には、国籍や帰国希望等を特定するための「一時滞在施設」を段階的に設置し、都道府県域を越えた広域的な避難誘導や移送調整が必要になるという結論を得た。

世界有数の国際ハブ空港や多数の観光地を抱え、外国人観光客等が集中する関東地方においては、首都直下地震や南海トラフ地震、富士山噴火などが発生した場合には、多数の外国人観光客等への対応が必要となり、広域的な避難誘導・移送調整を迅速・的確に行う体制の構築が不可欠となる。

加えて、災害時の自国民保護を担う駐日大使館との協力体制など、地方行政の枠を超えた連携も重要となる。

こうした体制の実現には、地方自治体の自主的な取り組みのみならず、国が主体的に取り組むを進めることが不可欠である。

については、次の事項について、特段の措置を講じられたい。

- 1 災害時に国内に取り残された外国人観光客等の帰国支援等について、自治体による最前線での対応の指針となる法令やガイドライン等を、関係者の意見を十分に踏まえて整備すること。
- 2 災害発生時において、迅速かつ的確な帰国支援を可能とするため、関係機関を統括する司令塔として積極的な総合調整を行うこと。
- 3 駐日大使館等との情報共有を円滑に行い、必要な協力を速やかに得られるための協力体制を構築すること。
- 4 外国人観光客等の帰国支援を円滑に実施するために、必要な施設の設置や輸送等について、費用負担等に係る制度を整備すること。
- 5 災害時における情報の迅速かつ正確な共有を可能とするため、実効性のある情報伝達手段の構築とその普及を促進すること。